

「気象警報・避難情報等発令」及び「地震発生」に伴う登校等について(お知らせ)

平素は、成法中校区の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
さて、八尾市では「気象警報・避難情報等発令時」及び「地震発生時」における登校等の措置について定まっております。
情報に十分ご留意いただき、安全を最優先に適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

記

《 気象警報・避難情報等発令時 》

1. 気象警報(暴風雨・大雨・洪水・暴風雪・大雪)・避難情報が発令されている場合

- (1) 午前7時の時点で、八尾市に『気象警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪)』、または中学校区内に『避難情報(警戒レベル3:高齢者等避難、警戒レベル4:避難指示)』が発令されている場合は、登校を見合わせ、状況に応じて、自宅待機或いは避難行動をとってください。
- (2) 午前11時まで、上記(1)の『気象警報』及び『避難情報』が解除された場合は、午後の授業(5時間目)から行います。家庭で昼食を済ませて、10分前までに、学校に着くよう登校させてください。
(※事前に注文している場合でも、給食はありません。)
- (3) 午前11時の時点で、上記(1)の『気象警報』または『避難情報』の発令が継続されている場合は、臨時休校となります。

2. 登校後に気象警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪)・避難情報が発令された場合

- (1) 登校後に、八尾市に『気象警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪)』等が発令された場合は、状況に応じて、学校待機、または下校措置をとります。

3. 氾濫発生情報・特別警報が発令された場合

- (1) 八尾市に『気象警報(特別警報)』または『避難情報(警戒レベル5相当:緊急安全確保)』が発令された場合は、臨時休校とします。安全な場所へ避難してください。
- (2) 『警報』等が解除された場合は、通学路及び校区内の安全が確保されていることを確認したうえで、学校を再開いたします。再開日時につきましては、学校から連絡いたします。
- (3) 登校後に、八尾市に『特別警報』が発令された場合は、安全が確保されるまで、学校に待機を原則とします。
『警報』等が解除された場合は、安全が確認されたのち、小学校は保護者への引渡しを原則として下校措置をとります。安全等が確保できる状況と判断できる時点で学校まで児童を迎えに来ていただきますようお願いいたします。また、中学校は安全等が確保できる状況と判断できる時点で原則として下校措置をとります。

《 地震発生時 》

4. 「震度5弱以上」の地震が発生した場合

八尾市 または 隣接市(大阪市(平野区)・東大阪市・柏原市・藤井寺市・松原市)のいずれかの市が該当するとき

- (1) 登校前に発生したとき ⇒ 臨時休校とします。
- (2) 休みの日に発生したとき ⇒ 次の登校の日は臨時休校とします。学校が安全に学習できるよう復旧すれば連絡します。
- (3) 登校途中に発生したとき ⇒ 安全な場所に一時避難してから、学校或いは自宅の近い方へ行ってください。
- (4) 学校で学習中に発生したとき ⇒ 生徒を安全な場所へ誘導します。学校及び周辺の被害状況等を確認し、安全が確認されたのち保護者への引渡しを原則として下校措置をとります。安全等が確保できる状況と判断できる時点で、学校まで児童・生徒を迎えに来ていただきますようお願いいたします。

5. 「震度4以下」の地震が発生した場合

原則として、学校は休校ではありません。学校、地域の被害状況等により、児童・生徒の安全確保の観点から臨時に休校とする場合があります。

◎上記、いずれの場合も学校のホームページでお知らせするとともに、門に掲示いたします。

併せて、メール配信「ミマモルメ」でもお知らせいたします。

★上記以外の場合でも、登校困難な状況が発生している場合は、保護者の判断で自宅待機とし、学校への連絡をお願いいたします。

★上記、気象警報等の発令時において、保護者の方で判断し兼ねる場合は、午前7時30分以降に学校へ問い合わせてください。